

令和2年度  
事業計画書

社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会

# 令和2年度阿賀町社会福祉協議会事業計画

## 1 基本方針

人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化、経済的格差の拡大等を背景とした社会的孤立や生活困窮、複合的な課題を抱える世帯の増加、また福祉サービスの提供基盤を担う福祉、介護人材不足など、社会福祉を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあります。

国は全世代型の社会保障制度の構築、介護離職の防止や健康寿命の延伸等を含む「質が高く効率的な保健・医療・介護の提供」、地域共生社会の実現や子育て環境の整備を中心とする「全ての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進」を柱とした各種施策を打ち出しています。

阿賀町社会福祉協議会は、身近な地域において住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割や生きがいを持って支え合いながら、地域をともに創っていくことが求められる地域共生社会の実現と、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

## 2 重点事業

### 地域のつながりの再構築

#### (1) 災害支援と地域福祉事業の連結

- ・洪水ハザードマップの更新に合わせ、対象地区の区長に社協の災害支援活動の説明を行い、「災害時の行動」「支援を受ける力を付ける」「身近な地域の共助」等を地域で話し合うよう働きかけながら災害にも備えた地域の仕組みづくりに向けて取り組みます。
- ・災害に備える地域づくりとして、平常時の小地域の支え合い活動の推進を行うため、ささエール事業の推進と合わせ、必要な生活支援が小地域での支え合い活動と結びつくように素地作りに取り組みます。(災害時の地域活動を切り口に、地域の中の支え合い活動のきっかけづくりを目指す)

### あらゆる生活課題への対応

#### (1) 生活支援体制整備事業の取り組み

- ・「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、高齢者等の住民の多様なニーズに対応するとともに、「住民主体の生活支援サービス」が拡充し、専門職も連携した住民相互の助け合い支え合いの仕組みづくりに向けて、生活支援体制整備事業を活用して取り組みます。

#### (2) みんなでささエール事業の取り組み

- ・子育て世代や学生などをターゲットに、親子対象プログラムや学生対象プログラムを企画し、若年層のボランティアの確保や地域活動へ参加する意識の醸成を図りながら、みんなでささエール事業等の支援活動の拡充に取り組みます。

## 権利擁護事業の取り組み

### (1) 日常生活自立支援事業の推進

- ・判断能力が不十分で家計管理ができず支援を必要としている相談ケースが増えています。本人の権利擁護と家計支援により安定した生活基盤が築けるように、町地域包括支援センターと連携を図りながら、制度利用が適当な方に迅速に支援が届くよう努めます。

### (2) 法人後見事業の推進

- ・町後見センターが成年後見制度利用促進法上の中核機関となっているが、社協がもつ機能性をより発揮するため、町成年後見センターが持っている具体的機能への関わりを強め「チーム」「協議会」方式などの協働する仕組みを提案するなど、より住民の権利擁護が図られ成年後見制度が利用しやすくなるよう取り組みます。

## 赤い羽根共同募金運動の取り組み

### (1) 寄付金活動の確保

- ・不用品バザー「阿賀町フリーマーケット」による寄付金が一定程度確保できるようになったため、イベント時の開催だけでなくやまぶきの里で一定期間開催するなどの工夫をしながら今年度も継続して開催します。

### (2) 生活支援ニーズへ向けた配分金事業の検討

- ・年々募金額の減少傾向が続くなか、配分事業の役割を見直し、住民の生活支援ニーズを考慮した事業の創設に向けて検討し、改めて「民間の福祉活動のための支え合い」としての共同募金運動であることを広く周知して住民の理解と賛同を得て寄付意識の醸成に努めます。

## 介護保険事業の展開

- ### (1) 通所介護事業所は、厳しい運営状況が続いていることから、各種加算等算定の見直しを図り、引き続き人員配置の見直しや運営費の経費節減・見直しを徹底します。また、地域に根ざし地域から必要とされる介護事業所を目指し、研修計画の充実や法人内連携に基づき、専門性と質の高いサービスの提供に努めます。

- ### (2) 居宅介護支援事業所は、特定事業所加算Ⅱの算定を継続すると共に、複数の主任介護支援専門員を育成し、職員一人ひとりの専門性の維持・向上に努め質の高いケアマネジメントを提供します。また、介護保険制度等では対応できない複雑かつ深刻な生活課題の解決のため、関係機関等、多職種との連携・協働を図ります。

- ### (3) 四年目を迎える介護予防・生活支援サービス事業「ふれあいデイサービス阿賀」は、地域包括支援センターと連携し安定した利用者の獲得を図ります。また、利用者が少ない地区については、体験利用等の働きかけを行い利用者の発掘に取り組みます。そして様々な介護予防の取り組みと地域に沿った介護予防の展開を図ります。

- ### (4) 三年目を迎える介護予防・生活支援サービス事業「はつらつ健康クラブ」は、更に進化した形での運動やレクリエーション・認知症予防プログラム等を実施しながら、健康づくり生きがいがづくりの場を提供します。

#### 地域住民に信頼され、安定した法人経営

- (1) 本会の認知度向上を目指し、法人としてのスピード感を持ったわかりやすく効果的な広報活動を実施するとともに、利用者その他の利害関係者に対する適正な情報提供に努め、地域住民に信頼される組織を目指します。
- (2) 内部管理体制を強化し、引き続き経営組織のガバナンス強化と事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化に取り組みます。
- (3) 限られた人材で最大限の効果が発揮できるよう、外部の階層別職員研修等を計画的に実施し、人材育成と定着を図ります。
- (4) 職員が心身ともに健康で、それぞれの能力を最大限に発揮できるよう働きやすい職場環境づくりに努めます。

## 「アクションプラン 2020」

### I. 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人  
～社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います。～

- 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全なサービスを提供します。
- 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。
- 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるよう支援します。
- 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。

### II. 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人  
～地域の実情、利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します。～

- 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わり、多様な関係機関や個人との連携協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。
- 社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる住民からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、住民の信頼と協力を得るためには、積極的な情報の発信に取り組みます。

### III. 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人  
～社会福祉に必要な人材を教育・育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます。～

- 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。
- 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。
- 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。
- 法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。さらに「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成に取り組みます。

#### IV. マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人

～非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います。～

- 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。
- 公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。
- 公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。
- 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン 2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

## 令和2年度事業（全体）

### 1. 法人運営事業

評議員会・理事会等の開催や職員の研修、事務組織の効率化・充実を推進します。

- ・評議員会 定時（6月） 臨時（3月及び必要がある場合）
- ・理事会 定時（6月/3月） 臨時（随時）
- ・監事会 決算監査（5月）
- ・その他の会議 福祉サービス苦情解決委員会（年1回）  
ボランティアセンター運営委員会（年2回）  
法人後見事業運営委員会（随時）  
代表者会議（毎月1回）  
施設長会議（毎月1回）  
福祉活動専門員会議（随時）  
介護支援専門員検討会（毎月1回）  
主任生活相談員会議（毎月1回）  
看護職員連携会議（隔月）

### 2. 地域福祉活動事業

- ・新たな福祉サービス等の企画・立案
- ・調査研究事業
- ・福祉活動の広報・啓発の推進（Facebook ページ更新：随時）
- ・法人後見事業 187 千円
- ・日常生活自立支援事業 392 千円
- ・小口資金貸付事業 400 千円
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業） 37 千円
- ・小地域福祉活動推進事業（地域ふれあいサロン） 1,156 千円
- ・みんなでささエール事業（除雪機貸出事業含） 186 千円
- ・ホームページ管理運営（更新：月2回） 97 千円
- ・社協会員増強運動 56 千円
- ・災害ネットワーク整備推進事業 85 千円

### 3. 共同募金配分金事業

- ・赤い羽根共同募金運動
- ・共同募金配分金事業の実施
  - ①各種団体助成 180 千円
  - ②花いっぱい運動 356 千円
  - ③社協だより「よつば」広報（年5回発行） 583 千円
  - ④タクシー券助成 246 千円
  - ⑤阿賀町社会福祉大会 234 千円

⑥温泉サービス	32 千円
⑦ボランティアセンター運営事業	536 千円
⑧子育て支援事業（わんぱくキッズサロン・ブックスタート）	217 千円
・阿賀町共同募金委員会（年 2 回）	
・阿賀町共同募金委員会助成審査委員会（随時）	
4. 生活支援サービス事業（町からの受託事業）	
・外出支援移送サービス事業	2,267 千円
・寝具乾燥消毒サービス事業	123 千円
・訪問理美容サービス事業	22 千円
・配食サービス事業	6,856 千円
5. 第 13 回阿賀町社会福祉大会	
福祉に対する意識の向上を目指し、福祉功労者に対しての表彰、講演・イベント、障がい者通所作業所の作品の展示・販売を行います。	
6. 公共施設の管理（指定管理及び受託管理）	
・阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」	15,502 千円
・阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」	4,774 千円
・阿賀町高齢者生活福祉センター	10,653 千円
・津川デイサービスセンター	
・鹿瀬デイサービスセンター	
・上川高齢者生活福祉センター	
・上川高齢者ふれあい会館	297 千円
7. 居宅介護支援事業所の運営	
・社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会 ケアプランセンターやまぶき	介護支援専門員 5 名配置
	30,596 千円
8. 介護予防・生活支援事業	
「はつらつ健康クラブ」	5,598 千円
・阿賀町地域ミニデイサービス事業実施要綱に規定する対象者等で、送迎、体操、トレーニングマシンによる運動等のサービスを提供し、社会的孤立を防止し、生きがいづくり及び健康保持を図り、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。	
「ふれあいデイサービス阿賀」	12,613 千円
・ふれあいデイサービス阿賀における独自事業	
・第一号通所事業（通所介護相当サービス）	
要支援認定者、事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅に	

において営むことができるよう通所型サービス A を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供し、事業対象外の事業利用希望者については一般介護予防事業として、同時運営いたします。また、第一号通所事業（通所介護相当サービス）は津川デイサービスセンター、鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センターにおいて、要支援認定者、事業対象者に通所介護施設での介護予防サービスを提供します。

## 9. 施設ごとの事業計画

### (1) 阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」

町民の健康増進及び老人福祉の向上のための便宜を総合的に提供し、心身機能の維持を図り、福祉保健事業を総合的に行うことにより福祉保健ニーズに資することを目的として設置された施設であるので、これらの目的を達成するための事業・検診（健診）等（町事業）の開催の利便性を確保し、目的が達成されるよう側面から支援していく。又、施設が良好な状態で使用できるよう管理する。

（実施事業）

※ 町が実施する事業

ケアプラン作成研修会

地域ケア会議・地域包括支援センター運営協議会

住民の特定健診及び各種がん検診

乳幼児健診

食生活改善推進委員の研修

糖尿病予防教室

精神保健相談

消防署の講習会等

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」・「はつらつ健康クラブ」事業所

キッズサロン

町社会福祉大会

ボランティア講座

ふれあいいきいきサロン代表者会議

評議員会・理事会その他各種会議

町身体障害者福祉協会各種会議

町老人クラブ連合会各種会議等

### (2) 阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」

地域の高齢者等に対しての各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業に対し便宜を計り、高齢者が健康で明るい生活を営める手助けになるよう設置された施設。設置目的を達成するため、各種事業の利便性を確保し、事業の目的が達

成されるよう協力・支援していく。又、施設・設備の維持管理には十分留意し、良好な状態を維持するため、点検、整備、清掃に心がける。

(実施事業)

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」「はつらつ健康クラブ」事業所

配食ボランティア会議

※ 諸団体が実施する事業

かもしか会総会等

### (3) 阿賀町高齢者生活福祉センター（デイサービスセンター・生活支援ハウス）

高齢者を入居及び通所の方法により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、これらの高齢者等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。これらの目的を達成するために、高齢者生活支援ハウスに関する業務、通所介護事業に関する業務を行う。

#### ① 高齢者生活支援ハウス

概ね60歳以上のひとり暮らし・夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

#### ② 通所介護事業（内容別掲）

### (4) 上川高齢者ふれあい会館

介護予防・生活支援サービス事業を実施する上川地区の「ふれあいデイサービス阿賀」事業所として、町指定管理施設となる。

### (5) デイサービスセンター（津川、鹿瀬、上川）

要介護状態になっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、心身機能の維持並びに向上のための訓練等を実施する。又利用者の家族の相談に応じる等、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る等利用者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。また、要支援1・2及び要支援から第一号通所事業（通所介護相当サービス）に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるようサービスを提供する。

(利用対象者)

・ 65歳以上（第1号被保険者）の要介護・要支援認定者

・ 40歳以上65才未満（第2号被保険者）の、特定疾病に起因する要介護・要支援認定者

(利用定員)

津川デイサービスセンター 30人

鹿瀬デイサービスセンター 25人

上川高齢者生活福祉センター 30人

(サービス内容)

- ・入浴に関する事
- ・食事に関する事
- ・生活指導に関する事
- ・日常生活動作訓練に関する事
- ・運動器機能向上に関する事
- ・日常の介護に関する事
- ・送迎に関する事
- ・利用者やその家族の相談に関する事

(サービス提供時間 基本 7-8 時間)

- ・4月から翌年3月(年間)

津川・鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センター

(休日)

- ・日曜日、12月31日～翌年1月3日

#### (6) 居宅介護支援事業所(ケアプランセンターやまぶき)

居宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント(居宅介護支援サービス)を行う。